

第二十八回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 四 号

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事伊東 岩男君 理事稲葉 修君

理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君

理事河野 正君 理事佐藤觀次郎君

大橋 忠一君 杉浦 武雄君

渡海元三郎君 澤尾 弘吉君

並木 芳雄君 山口 好一君

木下 哲君 小牧 次生君

櫻井 奎夫君 鈴木 義男君

高津 正道君 野原 覺君

平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部政務次官 白井 莊一君

文部事務官(大 緒方 信一君

学術局長) 信一君

文部事務官(社 福田 繁君

会教育局長) 繁君

海上保安庁長官 島居辰次郎君

委員外の出席者

日本学術会議会長 茅 誠司君

専門員 石井 勲君

二月二十一日

日本育英会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八七号)

同月二十二日

義務教育施設の整備に関する請願

(中馬辰猪君紹介)(第一〇八三三三)

文教刷新及び社会教育の振興に関する

請願(中馬辰猪君紹介)(第一〇八

四号)

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(濱地文平君紹介)(第一〇八五号)

同(田中幾三郎君紹介)(第一一三三

号)

公立義務教育諸学校の施設費半額国庫負担に関する請願(三浦一雄君紹介)(第一一〇六号)

教育公務員特例法の一部改正に関する請願外十三件(井谷正吉君紹介)(第一二二九号)

学校給食費国庫補助等に関する請願(加藤精三君紹介)(第一二三〇号)

学級編成基準の適正化及び施設拡充に関する請願(福田篤泰君外二名紹介)(第一一三三三三)

同(山花秀雄君紹介)(第一一三三三三)

の審査を本委員会に付託された。

二月二十五日

自然保護教育に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関二の二日本自然保護協会理事長田村剛)(第四〇六号)

義務教育諸学校施設費半額国庫負担法制定等に関する陳情書外十五件(福井県議会議長今沢東外三十三名)(第四一四号)

同外五件(相模原市議會議長山口茂治外十四名)(第四七九号)

理科教育の充実に関する陳情書(東京都立大泉高等学校校長清水安磨外十名)(第四一五号)

へき地教育振興法の一部改正等に関する陳情書(北海道知事田中敏文外十四名)(第四一六号)

学校保健法制定等に関する陳情書(札幌市大通西七の二北海道学校歯科医会長代理副会長石井次三)(第四七八号)

義務教育施設費の総合的国庫負担法制定に関する陳情書外二件(熊本県町村会長河津寅雄外二名)(第四八八号)

小中学校教員数の増員等に関する陳情書外一件(盛岡市内丸五七の八阿部坂子外四名)(第四八三三三)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

国立競技場法案(内閣提出第六八号)

南極地域観測に関する件

○山下委員長 これより会議を開きます

まず南極地域観測に関する件について調査を進めたいと存じます。初めに緒方政府委員より南極地域観測に関する経過の説明を伺うことにいたします。

緒方政府委員 南極観測の経過につきましては、すでに新聞報道によりまして御承知のことでございますが、アメリカのパートナー・アイランド号の援助によりまして、一たん昭和基地近くに進入いたしました宗谷におき

ましては、第一次越冬隊の十一名の収容を終りましたあと、さらに本観測の越冬隊の残留につきまして懸命の努力をいたしましたのでございますけれども、天候あるいは氷の状況等がきわめてむずかしい状況でございますので、その地点にとどまることはパートナー・アイランド号の能力をもつてしても危険な状態が迫って参りましたので、一たん外洋にさらに出て参つたのでございます。そうしてそれから東方に昭和基地に越冬隊を送る適地を求めておつたわけでございすけれども、この行動も非常に困難をきわめまして、なお気象の状況が非常に悪くなりましたために、一時その場所を遠く離れて退避いたしておつたわけでございます。その後気象の好転を見ましてさらに再び昭和基地近くに近寄つて、最後には五十一海里まで近寄つたのでございます。そしてそこから昭和基地に對します最後の空輸の努力をいたしたのでございますが、しかし結局におきまして天候の状況あるいは海上の状況等が幸いいたしませんでした。去る二十四日の十二時をもちましてその海域を離脱せざるを得ない状況に相なりました。かような経過によりまして、結局本観測の越冬隊を帰国せざるを得なくなつた次第でございます。そこで宗谷はパートナー・アイランド号と別れまして、ただいまケーブタウンに向けて帰航の途中でございます。かような状況でございますので御報告申し上げます。

○山下委員長 ただいまの説明に対して質疑の通告がございます。これを許します。野原覺君。

○野原委員 今回の南極観測の第二次越冬の件につきまして、最終的な経過の報告が緒方局長からなされたわけでございますが、私はこれらの点を総合して若干お尋ねしたいと思つてあります。

二月二十五日の朝刊を拝見いたしました。私も、私どもはいよいよだめかと実はまことに残念な気持ちに打たれたのでございすが、特に私の胸を打ちましたのは、永田隊長が南極観測本部部長あてに打電してあります。親電でございます。

「故国において私も観測隊を応援し続けて下さつた国民各位に對しても何とも申しわけのしようがありません。隊員一同は来たるべき年の再起を心に誓つて今群氷域を去らんとしております。このような結果に至りましたことを隊長として深くおわび申し上げます。私はこの短い文章の中に隊長永田さんの心中まことに察するにあまりあるものがあると、実は心から感激と敬意と感謝を表するにやぶさかでないものであります。しかしながら、いずれにいたしましても国民全体の期待を置かれておりました南極観測は、ついにだめになつたわけでございすが、この南極観測の責任者として南極観測本部があり、日本学術会議があるわけでございすが、特に私は本日は本観測のいろいろな面におけるこの責任担当者としての学術会議会長茅先生

に若干お尋ねをしたいところがあるわけであります。

このように本観測がついにだめになったというのを、学術会議会長としてはどのような反省を今日持たれていらっしゃるのかというところであります。

もつと詳しく言えば、私どもは先般文教委員会においても実はいろいろお尋ねをしたのでございしますが、たとえば本観測の計画について遺漏の点があったかどうか、準備について不足の点があったかどうか、予算はどういうことであつたか、学術会議が要求された予算はそのまま政府はこれを承認しておつたかどうか。問題は宗谷というところにならうかと思ひますが、宗谷の装備については、実は予備観測があつたときから問題があつたのであります。予備観測の際もオビ号に救援をされておる。帰つて参りました、本観測というものは、きびしい南極の自然条件を切り抜けるためには、今日の宗谷ではこれはだめじゃないかということも、実は島原海上保安庁長官に、申しにくいことではありましたが、これはあらゆる角度からこの点を私どもは要請しておつたのであります。幾らかの装備改良がなされておつたようでございますが、そういう宗谷の装備についてはどういふ反省を持たれておるか、計画、準備、予算、装備等、とにかく学術会議として、あるいは南極統合本部として、いろいろな自己批判、反省が今日なされておるかどうかと思ひます。この点をまず承わりたいのであります。

○荻原委員 お答え申し上げます。学術会議としての反省という点について御質問がございましたが、学術会議の

中に南極観測特別委員会というのがございます。その特別委員会の総会を開きまして、現在までの総合した困難を検討し、そしてあらためてほんとうの意味の反省ができると思うのでありますけれども、まだ隊長も戻つておりませんので、その時期にはなつておりません。そこで私その委員会の委員長個人としての反省を申し上げざるを得ないわけでございます。

結果から申しまして、私どもの反省しなければならぬ点は、宗谷を改造して行つたならば、この観測が成功するのであらうという見込みが結果において不可能に終つたということでありまして、これは結果論から申すわけでありまして、最初の時期におきましては、われわれが観測をすることにいたしましたプリンス・ハラルド海岸地域の気象条件、ことに氷がどのような条件になつておるかということについて、ほとんど知る点がなかつたのであります。当時われわれ準備をしておりまして、少くとも海岸から百キロ以内に到達できなければ観測を実施することはできないだらう、果して百キロ近寄れるかどうかという点については全然資料がございませんので、何とも目安は立たなかつたのであります。しかしそれを実施するといふ点から申しますと、新たに砕氷船を作るといふ時期的の余裕がございませんでした。従つて現在あります船としては宗谷丸という船と宗谷と二つしかなかつたのであります。その両船についての相当な議論をいたしました。結局宗谷を海上保安庁にお願いして改装していただいでいくということ以外に手はないといふことになりました。そういう計画の

もとに予算を提出いたしました。予備観測のときにおきまして、予算その他の点につきましていろいろ困難がございましたのは、大体どういふ装備を持つて行つていかんということがわれわれに明確にわからなかつたのであります。予算が通過したあとで、実はアメリカに行く、イギリスに行く、オーストラリアに行くといふようなことをいたしました。装備の研究をいたしました結果、若干そこに予算の不足が出て参りましたけれども、民間の寄付によつてこれを補うことができたのであります。第一回の予備観測の場合におきまして、隊長、副隊長もわれわれの持つていくかと思ひました。全部持つていくことができたといつてわれわれに喜びを申したくらいであります。本観測のときにおきましては、われわれの提出しました予算はほとんど通過いたしました。その点に遺憾は絶対ございませんでした。ただヘリコプターその他の点等につきまして、購入する予定のところが足りなくなつたといふ点だけでありまして、実施の面におきましては何らの支障も来たさなかつたのであります。そういうような状況でございまして、われわれがこの観測が不成功に終つたその原因を探求してみますと、宗谷の砕氷能力以外の装備の点で、これがまずかつたから今度の観測ができなかつたといふ点はなかつたように思ひます。これは隊長が帰つてきてからでないとわかりませんけれども、現在までわれわれが入手しておりますいろいろな情報から見まして、そういう点はないと思ひます。宗谷の点につきましてはやはり結局は砕氷能力、それによることであります。

けれども、御存じのようにバートン・アイランド号をもつてしても砕氷能力が不十分でありまして、予定計画の二十名を越冬させる、四百トンの荷物を運ぶという計画は実施できなかったものであらうと思ひます。つまり結果から申しますと、プリンス・ハラルド海岸が過去日本隊以外はまだ上陸し得なかつたところであつたといふのが、初めてわれわれにわかつたといふわけであります。つまり昨年は幸いにしまして既定計画を実行することができましたが、私どももまだ二年の経験でよくわかりませんけれども、昨年があるいは幸運過ぎたのではないかと。ことしのよりのな気候があるいは平常の、つまりいつもの通りの解氷状態であつたのではないかと思ひます。そういう点、つまりわれわれのプリンス・ハラルド海岸における氷の状態に対する認識が足りなかつた点、これはもちろん行つてみて初めてわかることであります。これも目的の一つなのであります。それがわれわれの計画では完全に実施することができないやうな、それほど困難な状態のものであつたといふことが現在に至つてわかつた、こういうわけでありまして、そういう点につきましてわれわれの計画が甘かつたとおしやるならば、喜んでその非難をお受けせざるを得ないのではないかと。もつともつと装備をよくしていくべきであつたといふことにいたしました。でも、二十五年ごとに一回あります地球観測年に間に合うやうに、その装備を持つた船を作るといふことは時期的にも不可能でございまして、そういう意味におきまして、われわれとしては、現在の日本においてできるだけの

装備をして行つたつもりであります。結果から申しますと、ソ連、アメリカの船を除きますと、宗谷がその次の装備を持つた船でございまして、各国のそれ以外の船もことは氷に閉じ込められて非常な困難を起してあります。そういう点から申しまして、私はこの日本をいたしましてできるだけの力を尽したのであるけれども、結果から申しますと、プリンス・ハラルド海岸の氷の状況といふものは、それをもつてしては不十分であつたといふことを確認したといふことになつたと思ひます。あります。お答えになつたかどうかかわかりませんが、これだけ申し上げておきます。

○野原委員 そういたしますと、南極といふものが未発見の大陸であるだけに、南極の自然条件といふものが不明であつたといふことに会長の御意見は集約されようかと思ひます。つまりきびしい南極の自然条件といふものが、十分われわれにもわからなかつたのだといふことにならうかと思ひます。そのように受け取つてよろしいかどうか、重ねてお尋ねをしたい。

○荻原委員 その通りでございます。○野原委員 このことは、私無理もなからうかとは思ひます。私どもも、実は予備観測が行われまして、そして辛うじてオビ号の救援によつて、予備観測でこの日本に帰ることができたときに、私どももいろいろながらこれを問題にしたことがあるわけでありまして。私どもだけでは国民全体が、南極といふものは実におそろしいところだ、しるうとながらう直感をしたわけでありまして。その際私どもは

いろいろ問題にいたしまして、これはこの次は大へんなことになりはせぬか、ことはうまくいったけれども、この次はこれはえらいことになるのじゃないかという心配を持ったのでございまして、まあ学術会議というところは専門家のお集まりでございすから、そういう御心配は持たなかつたかどうか。南極の自然条件というのは実にきびしい、これは甘く見たらいかぬぞということは評論家もいろいろ書いておったよりであります。専門家でない評論家の意見として受け取られておったのかどうか。あるいはもう大へんなことになる、アメリカの砕氷船でもこれを取り切ることはできないかも知れないという考えはかつて持ったことはなかつたかどうか、この点をお尋ねしたい。

○夢見明員 お答え申し上げます。予備観測が終了しましてすぐにおわかれが問題にいたしましたのは、このようなオビ号に救援を依頼しなければならぬという状態を起すに、本観測をいかにして実施できるかという検討をございまして。そのためにケープタウンから隊長は飛行機で帰ったのであります。自來松本船長、永田隊長を中心としたしまして、海上保安庁の皆さん並びに学術会議、統合推進本部、これらが協議をいたしました結果、はっきりと自信があつたとは私は申し上げませんけれども、二月一日から五日前後の間までは、南極では最も行動が自由になる時期であらう、それが予備観測におけるわれわれの経験であるということに一致したのであります。その時期に氷海を離脱するというにすれば、再びあのようなことにならないのではな

かるうかという点が第一点であります。その上に第一回の経験によりまして、宗谷の装備に改良をいたしました、砕氷能力も以前よりは高めたのであります。その二つをもつてして、それではお前たちは果して自信を持っていたのかとおっしゃいますと、私はノーとお答えせざるを得ないと思ひます。しかし第一回の観測だけの結果をもつて全部を推すということはできませんので、そこに多少の不安はございまして、本観測参加のための計画を進めて参つたのであります。ところが本年は不幸にいたしまして、最初の期間に氷に閉じ込められまして、そのまま身動きがとれなくなつた。二月の初めになりました、やっと氷から解放されたというような事態が起り、しかもその上に昨年よりも気象条件が非常に悪かつたために、今度のような結果になつたのだと思ひます。つまりは、要約してお答え申し上げますと、検討するだけのことは検討し、このようにしたならば、成功するかもしれないという計画は立てたのであります。それを自信を持って行なつたかとおっしゃいますと、私は自信は持てなかつたとおっしゃいます。私に自信は持てなかつたとおっしゃいますならば、これは国際協力の事業でございまして、これは国際協力の事業でございまして、すでにこの南極の国際協力観測事業の根本原則として、お互いに救援し合うということが出ておりますので、そういう場合には救援を依頼せざるを得ないのだ、そういう考えのもとに行なつたのであります。

○野原委員 いずれにしても、日本は残念ながら本観測を放棄したわけでありまして。わが国が本観測を放棄したことによつて、国際地球観測年の事業にもやはり大きな影響をここで来たしたことは、これは免れなかつたかと思ひます。御承知のように、アメリカ、あるいはイギリス、ソビエト、ベルギー、ノールウェー、アルゼンチン、ニュージーランド、フランス等々がこの事業に参加しておるようでございますが、このように国際地球観測年の事業に、日本の本観測放棄というものがどのような影響を来たしたものであつたのか、これが一つ。もう一つは本観測を放棄した国というのは、日本以外ではどの国があるかということをお尋ねしたい。

○夢見明員 お答え申し上げます。第一の点でございまして、地球観測年の一環として、南極の地球物理学的諸現象を同一方法で互いに時期を同じうして測定するという目的のために、最初に南極全体にわたつて基地を選んだわけでありまして。その選ばれた基地のうちのひとつとしてプリンス・ハラルド・コーストがあつたのであります。が、日本が参加を申し込んだときには、その基地だけがあつたおつた、そういう実情でございまして。それでその基地において本観測を行うことができないということになりました。それだけ南極全体に関する気象条件、電離層の条件、その他全般が不正確になつて参ります。全部がだめになるとは申し上げませんが、そこに穴があきますから、それだけ精密なものにはならぬ。そういう点で、通俗な言葉で申し

ますと、穴があいたということになります。それから私の知っております範囲におきまして、ことし観測をしようとした国で不成功に終つた国はないように思ひます。けれども、まだ自信を持ってお答えできないのでございまして。

○野原委員 そうなつて参りますと、これは日本としても、国際的な学術上の大きな責任を負わなければならぬ。日本が参加して、日本はプリンス・ハラルド海岸のいわゆる昭和基地において南極を見きわめよう、アメリカはこつちからやろう、ソ連はこつちからやろう、そしてその出た結論を学術的に集約して、南極大陸の本質と見きわめようという現象、原因というものを果すことができなかったということ、これは国際的に見ても、この責任というものは免れることはできない、こういう点で、実は私もまた別の角度から心配しておる面もあるわけでありまして。

そこでもう一度重ねてお伺いしたいことは、この国際地球観測年の事業というものは、一体国際的に話し合ひが出されたのはいつであつたかということと。これはかなり前から、一九五七年から一九五八年にかけていろいろ事業をやるといふ話がなかつたかどうか。一体これを日本の学術会議が聞いたのはいつであつたかという点を、まずお尋ねしたい。

○夢見明員 お答え申し上げます。地球観測年と申しますのは、御承知の通り今までは五十年ごとに行われてきたのであります。その後計測器具が非常に進歩しましたので、五十年ごとにするよりは二十五年ごとに行おうということになりました。昨年の七月からことしにかけてがちょうど二十五年に当るのであります。その一環として南極地域において観測を行うという仕事は、私は専門が少し違ひますので正確に記憶していませんが、その観測年の一環として進められてきたのは四、五年前からであつたと私は思ひます。ところが日本といたしましては、砕氷船のできたのを待っておらない国でございまして、その方面の地球物理学の研究者は全部あきらめておりました。南極地域の観測には入らないというつもりでおつたのであります。ところがその後新聞で御承知とも思ひますが、朝日新聞等が非常にこれに乗り気になりました。ぜひやらないか、われわれも全力を尽して後援したいという話もありましたので、われわれも幾分乗り気になりました。その事業に取りかかつたのは、その話が始まつたのは三十年の夏からでございまして。そうしてそういうことが可能であるかどうかということについてそれまで検討して参りましたが、とにかくある程度の改装を宗谷に加へれば、自信をもつて行い得るとは申しませんけれども、できるんじゃないかと。そうして政府の方に学術会議からお願いし、閣議了解を得たのがその年の十一月でございまして。

○野原委員 私が最初茅先生に反省の点がないかというところをお尋ねいたしましたのは、実はこの点もあるわけでありまして。私もこの点が問題だら

うと思ひます。南極の国際地球観測年事業というものは五十年ごと、あるいは二十五年ごと、これは国際的には実はかなり前からきまつてきておる。ところが日本が参加しようときまつたのは、記録によりますと、昭和三十年十月二十五日の閣議で決定をされておるようであります。ブラッセルの会議に参加したのが、私の調査では三十年九月八日ということになっておる。そして十月二十五日閣議で正式に参加を決定しておる。そして日本の事業としてやることをきめておるようであります。そして三十一年には出発をしておる。三十一年から三十二年にかけて準備期間が一年しかない。突如として、こういったおもしろい自然条件、南極大陸の観測を国際的に責任を持つてやろうという国が、こういう短かい期間の準備で一体できるかできないか。私はこの点について、これは一体政府の責任であるのか、あるいは日本の学術会議というものがうっかりしていらつしやつたのかどうかは知りませんけれども、実は遺憾な点がここに一つあるように感ぜられてならぬのであります。やはり日本が参加しようというならば、海軍がないのでございませう。しかし日本は戦争に負けて相当痛めつけられておるわけでありませう。船舶その他については世界的に優秀であるとはいひましても、優秀な観測船を作るためには一年や二年はたつぷりかかるでせう。そういうような準備に欠ける点があつたとは茅先生としてはお考えでございませうか。重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○茅説明員 私、結果から申しますと、今おつしやつた通りだと思ひま

す。もしもわれわれがこういう結果を知つておつたとしたならば、この企てはしなかつたであらうということ、結果から申せばはつきり申し上げられると思ひます。ただ言いわけになつてまことに申しわけないのであります。その当時われわれは、場合にによりましてはこの設備をもつていけるんじゃないかという点を望んでおつたわけでありまして、その点普通の科学的な計画とは違つておつたのであります。つまり未知の土地に入つて行く、その未知の条件というものがさつぱりわからないものですから、その場合にわれわれとして国の予算や、たとえばグレイシャー号の船を一所で作るとしますと、三年の年月と約四十億円の金がかかる。それほどの費用を国にお願いしてまでこれをすべきものかどうか、幾分そこに不安があつても、宗谷の改装でいくのではないかと、今日ふうに考えたのであります。今日となつてみますと、これが実行できなかったという点では、今おつしやつた通りであると思ひます。

○野原委員 放棄したのが日本だけだということになりますと、私どもの納得できないことは、日本の向つたその海岸の自然条件というもののだけがきびしかったかということが一つの疑問として残るのであります。これが一つ。もう一つは、私おそろくそうじやなからうかと思ひますが、プリンス・ハラルド海岸の突破口が見つかつたかといふことは、南極のやはりその他の面においてもあつたに違ひない。先ほどの茅会長の御答弁によりますと、日本の宗谷というのはアメリカに次いでこの優秀船だ、こういうことで、これも実は

得心ができてゐるわけですが、一体その他の国は放棄してないといふれば、船が非常に貧弱でありながら放棄しなかつたといふことは、計画とか準備とかその他の面においてもやはり十分なものがある、日本に十分なものがないか、その点について、さういふ疑惑を持つてございしますが、その辺は何かがお考えでございしますか、お伺ひしたいと思ひます。

○茅説明員 お答え申し上げます。日本以外の国が全部基地に入ることできて、日本だけが基地を放棄せざるを得なかつたといふことは、これはまことに残念なことでありませうが、私がこゝに御参考のために申し上げたいと思ひますのは、二十四日に風が吹かなかつたら観測が実施できたといふこととあります。さういふことを科学者が言うのはおかしいじやないかとおつしやられればまことに申しわけないのであります。さういふチャンスが可能にするかしないかといふせとぎわでありまして、われわれあらかじめ未知の土地に対して勘定に入れておくことができなかった。それからいさ少し申しますならば、最初は二十名を残したといふので非常な努力をいたした。たが、逐次それを縮小して参りました。その小さな計画だけを最初から実行しようとしたならば、あるいはは実行できたかもしれませう。いろいろなことが考えられるのでございします。さういふ点について、これも一つの踏み石だと思ひますが、さういふ失敗が成功のもとになるので、それを私申し上げるのは非常につらいのでありますけれども、さういふことでありまして、ことにことしの風向きが、つま

り氷を吹き散らす方ではなく、氷を固める方にばかり吹きまして、昨年のような氷を海岸から追いやるような方向に向つて吹かなかつたといふことが、つまりこゝし成功しなかつた一つの原因なんでありませう。さういふことのたにその風の方向がちょうどプリンス・ハラルド海岸、リュッツォフ・ホルム湾の氷を外から中へ中へと押し寄せた結果となりまして、ついにアメリカの船をもつてしてもどうしても中に入ることができない。百キロ以内に近寄ることができなかったといふこととあります。ところが南極全体が全部さういふ悪条件であつたのかどうか、これは詳しい情報がないからまだわかりませんけれども、しかししたとえばノック・コーストというオーストラリアの南部基地等は、こゝしは非常に氷が少なくて、海岸が露出しておつた。ですからどんな船で行つても、砕氷船でなくても基地を設営することができた。結果から申しますれば、これも——大体茅という男は卑怯なことを言うとおつしやるかもしれないが、不幸にして日本の観測基地が非常に悪条件下に置かれた、ほかの観測基地はそれほどでなかつたといふことでありまして、その点日本の宗谷がアメリカ、ソ連の船に次いでこの船であつたにもかかわらず、日本だけが基地を放棄せざるを得なかつたといふことになつたのであります。

ちよつとお尋ねがありました。果してアメリカ、ソ連以外の船に比べて、日本の船が優秀であるかどうかといふことは、これは正確なデータに基いていふものではありませんが、大体トン数、砕氷能力等から申しますと、われ

われはさういふふうに考えられるので、申し上げたわけでありませう。

○野原委員 宗谷の優秀であるかどうかといふことは私も専門家でありませうからよくわかりませんが、新聞に発表された砕氷能力等を比較してみますと、何れも世界第三位になつていない。これはかつて三大海軍国であつたかもしれませんが、今日の宗谷は、私はたとへばオビ号とかバートン・アイランド号、さういふ船に次ぐ優秀な船であるとは思ひません。これは新聞の記事だけによつてであります。島居海上保安庁長官はどうか考えていらつしやるか、それほどの優秀な船であつたのかどうか、御意見を承りたい。

○島居政府委員 私どもで、外務省を通じて南極にありますが砕氷船を調査したのであります。それにありますと、先ほど茅さんからお話がありましたように、アメリカとソ連を除きますと、蒙州にサダン号といふのがありますが、トン数が二千二百トン、機関部出力は二千二百馬力で、ビーバー機持っておりますが、これにしてもトン数においても宗谷よりもはるかに小さいのであります。これまた当時昭和基地の東約六百海里のところと同じく閉じ込められておつたのであります。それからベルギーでございしますが、これはノルウエーから用船した船だと思ひますが、これは二隻ございまして、ボーラハブ、ボーラシルケルという二隻でございします。総トン数はボーラハブが六百トン、ボーラシルケルが五百四十九トンでありまして、いずれも機関部出力が千二百馬力でございまして、砕氷能力は、このくらいい

馬力ではほんとは砕氷能力は出ない
と思うのでありますが、それにしても
多少多く見積つても一メートルという
ふうに聞いております。これはこんな
に出ないと思ひますが、そういうふう
に言つておきます。大体以上でござ
います。こんなものと馬力数ある
いはトン数を比較して、宗谷の方
が能力はあるというふうに感じられ
ると思ひます。

○野原委員 そうなつて参りますと、
統合推進本部の部長、あるいは会長が
答弁できれば大学局長でも持つこ
うでございしますが、宗谷がプリンス・
ハラルド海岸にずっと突入して、昭和
基地に上陸するといふような、上陸
時期の計算のそこといふことも考えら
れる。これはいかにきびしい自然条件
でありまして、各国は二千トンとい
う宗谷よりも劣つたみすほらしい船
で放棄をしていないといふことになる
と、そういう総合的な計画、一体何
月何日に出発して、南極のプリンス・
ハラルド海岸の自然現象はこうなるで
あらうからといふような上陸時期等
の計画上のところが、推進本部にあつた
かなかつたか、この点はどうか考へてい
ますか。予備観測と比較してどのよう
に今日反省しておるかお伺ひしたい。

○緒方政府委員 本観測におきましては、
宗谷の行動計画につきましては、予備観
測の経験をもとにいたしまして、もち
ろん船長、隊長等の意見も十分伺いま
して、統合推進本部の会議におきま
して慎重に検討したわけでございます
。その検討の結果は、予備観測にお
きまして、御承知のように予備観測の
越冬隊を上陸せしめましたあと、帰つ
てきます際に、昨年は氷に閉ざされま

して困難をいたしました。そういう関
係を十分参考にいたしまして、本年は
二週間ほど行動計画を繰り上げまし
て、早期に現地に到着しまして、そうし
て現地におきまして行動する期間も十
分余裕を見、そして去年から比べま
すと、早く現地に接岸いたしましたま
す。そして作業を終つて早く引き揚げて
くる、このことが予備観測の経験からい
たしまして適當であらうという結論に
なりました。二週間ほどの繰り上げを
いたしました行動計画を組んだのござ
います。これは先ほど申し上げました
ように、予備観測の経験、関係者の十
分な意見等も聞きまして上で決定いた
したような次第でございします。

○野原委員 茅先生が非常にお急ぎの
ようでございますから、茅先生にだ
け若干のお尋ねをしてお聞きいただき
たいと思ひますが、茅先生にお尋ね
したいことは、このように日本が本観
測を放棄した、あるいはまたその他の
国においても十分な観測ができていな
い、こういう事態になつて参ります
と、国際地球観測年といふのは一年く
らい延期されるのではないか、そうい
う考え方を私どもは持つのですが、そ
の見通しは一体どうか。それからもし
延期されるということになりますと、
一九五九年度も国際地球観測年に繰り
越される、こういうことになつて参り
ますと、一体わが国は一九五九年度の
観測というもののについてはどう対処さ
れるつもりであるか、この点を伺ひし
たい。

○茅説明員 この点につきましては南
極地球の観測の国際会議が二月の初旬
にヘーグで開かれまして、日本からも
永田隊長の代理といたしまして力武氏

が出席いたしました。その結果これは
インターナショナル・カウンシル・
オブ・サイエンス・フィク・ユニ
オンという国際科学会議がありまし
て、その催しでございしますが、それ
が各国政府にあと五カ年観測を続けて
やることを勧告するといふことになつ
たのであります。この場合日本として
はどういう態度をとつたらよいかとい
うことを、実は力武助教が出席しま
すときに審議したのであります。これ
はなかなか複雑な問題がございします
ので、日本としては意思発表をしない、
ただ様子をよく見てくるといふことで
出席したのであります。なぜこれを延
ばすかと申しますと、日本の場合を
もつてはおおむねになりました。ま
だ観測のデータがあまり得られていな
い、これから観測を続けなければ設備の
はもうほとんど金が必要ないのに、観
測の結果はほとんど上つてくる、地球
現象は十一年をもつて周期といたしま
すので、ほんとうの専門家に言わせま
すと、あと十一年やりたいといふので
あります。この国際科学連合は五年
を勧告しているのではありません。こ
の問題を私どもとしてはどういふふう
に考へておるか申しますと、もちろん学
者の集まりはほかのことを何も考へな
ければやらないのだ、これは予算のこ
とも宗谷のことも、そういうことを何
も考へない、ただ学者という立場から
だけ申しますと、ぜひやりたい、これ
は当然のことでありまして、それはす
でに学術会議で特別委員会を開いてそ
の結論は得ております。しかし何分に
も考へてみますと、予算の問題も大へ
んでございしますが、さらに宗谷をもつ

て再び行くといふことになりましたと、
先ほどからのお話にもありましたよう
な事柄が出て参ります。容谷以外の船
をもつてすることができると申しま
すと、これもまたちよつと、時期的な
問題として考へられないといふよう
な点がございします。そういう点につ
きましては、隊長が帰つて参りまし
てからよく相談した上、どのようにす
るかといふことを考へたいといふこと
になつております。

○野原委員 その辺が私はどうも納得
できないですね。隊長がお歸りにな
るのは、五月ごろですね。ケーブタウ
ンから飛行機で歸りますと、何月にな
るかお尋ねしたい。

○茅説明員 三月の中ごろには歸つて
くると思ひます。

○野原委員 隊長がお歸りになつてか
ら十分な報告を聞いて計画されるとい
うことも必要でございまして、うけれ
ども、実は昭和三十年十月の閣議決定で
着手した。何だかしらん、各国に比較
してどうなわ式の感を免れない。そ
ういふ点から考へても、来年観測をや
るならやるといふ腹がまえてくらは、文
部省なりあるいは学術会議なりが固め
ていらつしやるに違ひないと思つてお
る。隊長が歸つてから一切の相談をす
るんだ、こういうことではなしに、国際
地球観測年が延期になる、日本は昭和
基地には相当な金をかけて、今日十六
億圓ぐらゐの国費を投じておるわけ
であります。三カ年計画で、十六億圓の
国費はむだになるのです。しかも日本
がやはり責任を分担する、これはブ
ラッセルに行つて引き受けて歸つてき
ておる以上は、あくまでもこれをやら
なければならぬといふことであれば、

やるんだ、やるんだけれども、こまか
い計画は隊長が来てから相談をするん
だ、聞いてみるんだ、こういうことな
らわかるけれども、やるのかやらぬの
か、この際に至つてまたもとに戻つ
て、一切を御破算にするのか、そうい
うようなお考えではなからうと思ひ
ますが、茅先生いかがですか。

○茅説明員 地球物理学の研究に従事
しておる一人の観測者の意見は、た
だいまおつしやつた通りの意見にな
ると私は思ひます。実際国際観測に協力
することを約束しながら、そういう成
果を得られなかつたといふことにつ
いては、われわれ反省せざるを得ない
のであります。そうでありまして、し
かしわれわれの希望が実現されれば
限らない、今までの経験から申しま
しても、われわれがいろいろの考へを
持つても実現困難である場合がたぐ
さうございします。そういうことも頭
に入れて、ただ単にやりたいんだとい
うようなことは、学術会議としてすぐ
に結論が出ないのであります。ただ先
ほど申しましたように、われわれは特
別委員会としまして、われわれは続け
たいという考へは結論としては出てお
る。ただそれだけでもつてではござい
ません。それは統合推進本部等の会議
におきまして、学術会議はやりたいとい
ふことは、学術会議はやりたいといふ
ことは、はっきりと出ておるのであり
ます。

○野原委員 その他の点は統合推進本
部なり、島居保安庁長官にお尋ねし
たいと思ひますが、もう一点、だ
け茅会長にお聞きしたいのです。それ
は国際地球観測年の事業としては、先

生も御承知のように、国内観測と南極地域の観測と二つに分れておるので。私は、三十一年度から本年度の予算をずつと調べてみたのですが、たとえば三十三年度におきましては国内観測用として四億五千五百万円、南極観測としては二億一千五百万円、三十二年度は、国内観測は三億七千三百万円、南極は四億七千七百万円、こういうふうにとつておるわけでございますが、そのバランス上は、必ずしも南極観測だけが国際地球観測になつていない。これはやはり地球全体の観測でございましょうから、このバランスに欠けるところがないかという批評がよく聞かれるわけですね。国内観測といふものはこの程度の予算で十分であるのかないのか。専門家の意見を聞きますと、たとえばロケットによる観測その他いろいろの面において資材不足、研究費不足、いろいろなきことが言われておりますが、会長としてはどのように考えておられますか。もし不足であるとすれば、その点の予算要求といふものを政府に出されたことがあるのかどうか、この点を伺いたい。

○夢見明員 ただいま御質問になりました、南極地域における観測の予算と地球観測全般の予算とのバランスはどうかという点についてであります。私が、私は実はそういう目でもってこれを検討したことはございません。ですから、バランスがとれているとか全然とれてないとかいうことはお答えできないことは、はなはだ残念でございます。しかしこの地球観測全般の予算が足りないのじゃないかとおっしゃいますと、私は足りないと思し上げます。しかしわれわれの大学の研究自体

はなお足りない。(笑)こんな足りない中でもって地球観測年だけよくやってほしいと研究者は言えないのであります。私は地球観測年よりも大学の研究の方がなお足りないといふことはつきり申し上げます。

○野原委員 実は茅先生、文部省はよくこういうことを言うのです。今回の国際地球観測年事業についての予算といふものは、あなたの方から要求された予算を十分出しておる、こう言つて大みえを切るわけですね。そう言つて参りますと、私は問題があると思つております。あなたはやはり学術会議の会長でございまして、予算要求といふものは、政治家の立場にお立ちにならないで、日本の学術を振興させなければならぬと、こういうお考えでなさるべきじゃないか。あなたは一休どけの予算を要求されたのか。この国際地球観測年事業に対してはどれだけの希望を文部省に漏らしておるのか。あなたの希望が百パーセントいれられておるのかどうか。その御希望はどの程度いれられて三十一年度から三十三年度までの予算になつておるか、その辺をお聞かせいただきたいと思つております。

○夢見明員 先ほど申し上げましたように、私は地球観測年全般につきましては責任者でございせん。つまり地球観測年の委員長でございせんから、その予算全面にわたつて自分でもつて検討したことはございせん。しかし足りないといふ意味は、提出するときでわれわれとしては、たとえばロケットの問題等におきまして、われわれの思ひ通りを出そうという意欲がないわけですね。意欲がないと申しましては失礼でございますが、つ

まりどうしてもほかとのバランスを考えますために、そう法外な費用をロケットだけに使うことは考えていない。そういう意味において私は非常に足りないといふことを申し上げておるのであります。しかし提出いたしました予算等につきましては、ずいぶん文部省等にも努力していただきまして、ある程度実施できる段階にきています。それは確かでありまして、それが、もつて十分と言へるかといふことになりました。私は必ずしも十分とは言えない。ただ大学と比較しましたのは、私政治家じゃないんですが、大学があまりに貧弱なので、皆さんの御同情を得たいというわけでこの機会を利用したわけですね。この点を御了解願いたいと思つております。(あなたは政治家だ)と呼ぶ者あり、笑)

○野原委員 茅先生に対する質問はこれで終りたいと思つておりますが、本文教委員会は、たとえば自民党でも社会党でも、科学技術の振興その他については非常な努力を払つておるわけですね。実はこの文教委員会に対して要望されるよりも、むしろ今日の文部省、これがどうもよくない。これはよくないといふのは、科学技術の振興といふことを文部大臣は盛んにその傍頭に掲げておるのです。ところが科学技術の振興といふことを掲げていらつしやうながら、たとえばことしも昭和三十三年度の予算に科学技術の振興がどういふ形で出ておるか。まことに私も遺憾にたえない。実はこの文教委員会というのは、この国会が始まつてから二回か三回目の委員会でございますから、私もこれらの点を分析はしておりますけれども、まだ政府には申し上げ

ていない。だからそういう点でこれは茅先生にお願いしたいことは、今度東大の総長にもなられましたし、日本の学術会議の最高の権威者であり責任の地位に立つていらしやるわけでございますから、科学技術振興費といふものはどうし政府に要求してしるべきだと私は思ふ。これは御承知のように科学によるにあらずして日本が生きていくことはできないのです。だから先生があまり政治的な立場に立たれて、日本の予算はどうだとか、文部省は政府の中でも一番へつぱり腰で弱いのだ、こういう御心配をなさらないで、先生の理想的なお考えでどうし要求されるように、私からもこれは先生にむしろ希望したいと思つております。科学技術特別委員会から何か参考人として先生をお呼びであるようでございすから、私は茅先生に対してはこの程度で終りたいと思つております。

○夢見明員 お尋ねになつたものではございませんが、私からこの機会を利用して申し上げさせていたがたいと存じます。と申しますのは、私は本年度の予算におきまして科学技術を振興させるキー・ポイントはどこにあるかと申しますと、大学の講座研究費を増額することに確信したのでございす。それはどういふ点によるのかと申しますと、戦前昭和十一年から十四年にかけての平均は、実験講座の研究費が約一千万円でございます。今日では三百七十万円といふことになりました。それが現在では九十七万円でございます。大学は約三・五分の一に当ります。大学の学長をしております者が、大学ばかり言うのはなはだ気がひけるのでありますけれども、しかし優

秀な研究者のほとんど大部分は大学におります。この大学の研究者がよく働けるようにしていただくことを除いて科学技術の振興はないと私は確信するのであります。にもかかわらず現在九十七万円、この九十七万円といふ金のうちの二十万円程度が私の場合などでは実際の私の研究費になつて参ります。これは多い方でありまして、あとは光熱、暖房、図書その他大学の中の道路の整備等にも使われる金であります。そういうわけでわずか二十万円ほどの研究費しかない私のところには、大学の学生、助手その他を含めて十五、六人おりますが、一月に一万何千円の研究費をやつておるということでありまして、それをもつて科学技術を振興させるとおっしゃつてもできるはずがない。それをよくしていただくことが大事だと思つて。本年はそれを八割増していただく。来年は九割増していただく。再来年は百万円増していただく。と、三カ年計画で戦前に戻ります。戦前にまでしていただいて初めてほつと一息ついて、さて外国にどう追いつくかといふことになるかと思つております。ところが本年は八十万円という予定が十六万四千円上つただけでありまして、これはすいぶん私も皆さんにお願いしたのであります。ついにこれだけにどまつてしまいました。この委員会に出席させていたがまし

て、南極のことをお答え申し上げました。たおかりに、一つ皆さんの御努力をお願いしたいと思つております。(拍手)

○山下委員長 茅会長は科学技術振興特別委員会の方から参考人として出席を要求されておりますから、茅会長に

はそちらの方においでをいただくことにいたします。もし茅会長にさらに質問がございましたら、後刻お願いをすることといたしまして、これより政府委員に対する質疑を続行していきたい、こう考えます。茅先生ありがとうございます。

それではこれより政府委員に対する質疑をお願いいたします。野原委員。

○野原委員 統合推進本部にお尋ねをしたいと思います。今度の宗谷が、あいつたような結果になりましたから、推進本部としては総会なり何なり会合を持って今日の事態に対処する対策、あるいはいろんな反省の会合を持たれたかどうか。これをお聞きします。

○緒方政府委員 統合推進本部におきましては、宗谷が非常に困難に陥りました。以来、たびたび緊急連絡会議を開きまして、現地からの報告等を検討し、現地に申し送るべき点は申し送る、さようなことをやって参りました。さらにまた、今総会を開いたかというお話でございますが、総会も一回開きまして、緊急連絡会議において処理しました事項等につきまして十分報告をし、了承を得ることをやっております。何しろ非常に緊急な事柄が多いものでございますから、そのつど一々総会を開くよりも、緊急連絡会議の臨機措置として、緊急連絡会議という形でやっております。それから宗谷が現地を出発して帰航につきましました以後におきましてはまたやっております。機を見て総会を開きまして、いろいろと検討をいたすべき事柄が多いと存じております。

○野原委員 とにかくいろんな人がいろんな批評をすることは自由ですが、いろんなことが言われておるわけでありまして、その言われておるいろんな意見を集約してみると、こういうことが一番多いですね。どうも今度の南極観測というものは背伸び観測だ、日本の国力に不相当な観測じゃないか。茅先生いらつしやいませ、日本の今日のあらゆる科学その他いろんなものを総合した国力から考えてみると、どうも無理があったのではないか。今度の国際地球観測年に参加するには無理がなかったかどうか。こういうような批判が非常に多いわけですが、こういうことについての御意見というものは、今日、推進本部にはないかどうか、どう考えておるか、こういう批判に対してはどういうお考えを持っておられるか、お尋ねします。

○緒方政府委員 先ほど茅会長から申されたのでございますが、問題は宗谷のことが中心であらうと存じます。これにつきましては先ほどお話がありまして、話が相当前からあったのでございますけれども、学術会議において正式に参加を決定いたしました。政府に要望されたのが三十年の十月で、十一月に閣議決定で国としてこれに参加を決定いたしました。そしてそれと同時に統合推進本部を正式に国として準備に取りかかったのはそれからでございます。先ほど申されましたように、非常に大規模な砕氷船を建造することは時目的にとうていゆとりがなかったという状況でございます。それからそのほかの準備につきましては、学術会議に南極特別委

員会が設けられました。観測部門、設営部門にわたって多数の専門家を網羅いたしました。諸般の準備について検討され、学術界のその関係の総力をあげて準備を進めてきた。こういう状況でございますので、本観測の越冬隊を揚げるのができなくなった今日におきましては、いろいろと反省すべきこともあると存じますけれども、最初から準備に取りかかって参りました統合推進本部といたしましては、最善を尽してやってきました。かように考えております。

○野原委員 大を十五頭残してありますね。これがいろんなことで愛犬家協会あるいは国民の各層からかわいそうじゃないかという声が上がっております。これを残したのは運び切れなかったのかというところが一つ。もう一つは、本観測にやはり犬は要りますね。だから予備観測の越冬隊の方々が引き揚げになるときは、次には本観測の人が入っていかねばならぬのだから、そのときに使うために残してきたのかということ。これはどちらですか、お尋ねします。

○緒方政府委員 これは現実の問題としては運び切れなかった結果だと存じます。御承知のように、最初パートン・アイランド号の援助によりまして、基地から百キロ余りの所まで近づきまして、そうして最初にやりましたことは、十一名の予備観測の越冬隊の収容でございます。それからなお引き続いて本観測の越冬隊を揚げることに努力いたしました。ビーバーの飛べる気象条件がございまして、あそこは引き揚げてきたわけでございますけれども、その間におきまして、御承知

のように子犬八頭、親犬二頭、九頭を収容して参りました。これが私はその当時の精一ぱいの作業であつたと存じます。報告によりますと、飛行機の燃料をぎりぎりまでおろして、そうして犬を積んできたというのを言っております。でございますので、私はそれが精一ぱいの救出の力であつたと存じております。それからなおそのあと、その場所を出まして、東の方に適地を求めて最後まで越冬隊の上陸のために空輸の努力をいたしましたのでございますけれども、冒頭に御報告申し上げましたように、結局天候、海上の模様等に恵まれませんで、飛行機を飛ばすことは一回もできなかったのでございます。従いまして犬を救出してこようと思いましたが、その力がなかった、そういう機会に恵まれなかったというのが現実の姿でございます。

○野原委員 そうすると、南極の昭和基地に残してきた資材、食糧、そういうものはどの程度ですか。これは全部運び出すことができなかった。辛うじて予備観測の方々だけお引き揚げになったと、こういうことであります。ずいぶんな資材、食糧というものがあつたはずですが、これはどの程度残されておりますか、お尋ねします。

○緒方政府委員 運び出して参りましたものは、まず観測資料でございます。これは報告によりまして、一トン半ほど持つてきたという事になっております。これはまだ帰って来ませんとよくわかりませんが、そういう報告が参っております。そのほか資材は結局基地に残してこざるを得なかったわけでございますけれども、全体の資材といたしまして、建物、いろいろな観測

機械等もございしますが、ただいまのお話は食糧等についてのお尋ねのようでございます。食糧は初め十名の越冬隊を考えたわけでございますけれども、十一名に對しましては主食は一年分、それから脂肪、蛋白質等は六カ月ない七カ月分くらいある、かような報告がございました。あとでだんだん越冬隊の計画を縮小して参りましたので、縮小した計画においては、十分一年間を過ごせるという見通しはその当時はつけておったわけでありまして、このような資材は、結局基地に残してこざるを得なかったわけでございます。

○野原委員 これから先、永田隊長のお歸りになるのはわかつたのですが、ケープタウンに回つて宗谷が日本に歸ってくるまでのいろいろな観測その他のお仕事もあらうと思ふ。その予定、計画、そういうものはどういうことになっておるか。

○緒方政府委員 ただいまのお尋ねは歸ってくる途中におきます観測の計画等についてでございます。○野原委員 歸ってくるまでの予定で、観測その他日程も入れて下さい。

○緒方政府委員 観測につきましては、歸る途中におきましても船上におきます可能な観測は全部やって参ります。予定でございます。特に重力観測につきましては、ケープタウン、シンガポールにおきまして上陸いたしました。観測をいたします。船上におきまして可能と思われまことは、極光、夜光、気象あるいは地磁気等の観測で、これは続けてやってくる。海洋調査等も行われることと存じます。それから日程でございますが、これは宗谷のスピード等の関係もございま

して、まだ正確に申し上げかねるわけ
でございますけれども、ケープタウン
に入りますのが大体三月の十日から二
十日くらいの間と見なければならぬと
存じます。それからシンガポールに四
月中旬くらいに着きまして、東京に着
きますのは五月の初めであらうかと考
えております。

○野原委員　これで質問を終わりたいと思います。最後に私は宗谷の松本船長以下乗組員の皆さんが非常な御努力をされたであらうということに対して、心から敬意を表したいのであります。特に私は朝日新聞掲載の松本船長の電報「天候および海上は風波次第に悪化し、遂に第二次越冬隊空輪計画をここに断念し、誠に遺憾ながら当海域を離脱するのやむなきに至り、二十四日正午ケーブタウンに向け南極海を発つ。」云々という短かい電文が掲載されておりますが、このきびしい自然現象の中で悪戦苦闘をされて全力を尽されたことに對して、私どもは感謝と敬意を表するにやぶさかではありません。ただ遺憾なことは、國民が期待し、國際的に

りますから、その国でできない場合は他国が救援する、そういう規定は確かにあるでありましょう。しかしながら、ことごとくに他国にすがり、他国の足を引っぱるというような、こういう計画、こういう準備その他に果して問題がなかったかどうか、そういうさまざまな準備、さまざまな計画のもとに、かりにやられたとしたならば、永田隊長に對しても、松本船長以下の乗組員の皆さんに對しても、あるいは国民全体に對しても申しわけないことになりはせぬか。こういう点で南極観測統合推進本部というものは、一切のことをあらゆる角度から検討して、もし来年この観測事業が延期されて日本が参加する、こういう事態に至ったならば、このようないことがないように、万般の態勢をとつて、歸ってくるならば日本の独力で歸つてきてもらいたい。私はアメリカにすがつたり、ソビエトにすがつたり、そういうことをしないで、独力で歸つてくるということも考えた上で計画に着手されるように要望をしたいと思ひます。

以上で私は終りたいと思います。

○小林(信)委員　今の問題に関連して二、三承りたい。今度の南極における観測というものはそれぞれが単独に行うのではなくて、あの周辺に陣を置いております各国の観測が総合されて一つの目的を達するというふうにわれわれは聞いているのですが、そういうものであるかどうか。とするならば、昭和基地もその一つを担当しているようなことにもなるわけですが、そうすると、日本の昭和基地における観測は来年も継続されることになるだろうと思ふ。そこで全体の観測に対して不足

する面が出れば、これは大きな問題でもあるわけですが、そうになると、日本の責任というものは非常に大きなものになります。そういう点を少し御説明願って、そしてそれに対してできない場合には日本としてはどういうふうな責任をとらなければならぬかということをご説明願いたいと思います。

○緒方政府委員　今の問題は、先ほど野原さんの御質問に対しまして茅会長からお答えしたのでございますけれども、お話の通り、この南極観測事業は

国際的な協力のもとにIGYの一環として行われるわけでありまして、私聞いておきますところでは、十一カ国がこれに参加し、本観測ではたしか四十個所の基地が設けられた、かように聞いております。そこで日本が担当いたしましたおりますリュッツォフ・ホルムランドの地帯は特に宇宙線現象の観測には最も好適なところのようでありまして、そこで本観測が行われないということは、その限度において、先ほどもお話がありましたけれども、そこに穴があくという結果にならざるを得ない

と存じます。ただし、予備観測の一カ年の越冬におきます観測、あるいはまた宗谷船上におきます調査、観測、特に今年はリュツツオフ・ホルム湾で宗谷が非常に悪戦苦闘をしたわけでございますが、相当長い期間あそこにとどまったわけであります。その間におきます観測の資料はやはり相当の価値のあるものと存じます。予備観測の資料につきましては、一年間の越冬の結果が近く持つて帰られるわけでございまして、これは持つて帰られた上で検討しなければならぬわけでございますけれども、昨年の予備観測におき

まず船上観測だけでも相当な資料が集まったということでございます。先ほども御説明がありましたように、ここまでは全く前人未踏のところでございますので、これだけの観測でも私は相当学

術的な成果は期待できると考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、本観測の越冬ができませんその間に、穴があくわけでございまして、当初の計画からそれだけ欠陥ができますことはまことに遺憾であると存じます。

思うのです。何か非常に今までの経過から考えて、国自身が押しつけられておるような感があるのですが、もう少しそういうことを考えれば相当な決意をすべきだと思ふのです。

その点と、もう一つお伺いしたいのは、日本が与えられた昭和基地というものは非常に接岸に困難なところだった、もつといいところがあるというところとを聞いておるのですが、やはりこういう点は日本では勝手に選ぶことができなくて、何か日本としてそういうところに戻されることが宿命的なことであるような感もするのですが、その点ではどうですか。

○**韓方政府委員** 樹洞泉地の場所の選定につきましては、国際会議におきましてこれがきめられたわけでございます。きめられたいきざつにつきましては、各国におきましてこれは数年前からすでに南極観測事業が行われておりまして、相当数の基地が設定されておったわけでございます。これをなななくまんになく基地を設定してやるべくまんになく基地を設定してやるべし、というのが国際的な事業で

○島居政府委員 先ほど野原先生からいろいろお話を承りまして、まことにありがたく存する次第でございます。最初の予備観測よりもわれわれとい

やめておきまして、政務次官も見えておりますから、政府の方から提案されている法案に対して御説明でも伺ったらどうだろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山下委員長 御異議がないようでございますから、さよう決します。

○山下委員長 それでは、国立学校施設法の一部を改正する法律案を議題といたします。白井政務次官よりその趣旨説明を聴取することといたします。

国立学校施設法の一部を改正する法律案
国立学校施設法の一部を改正する法律案

国立学校施設法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する

第三條の表東京大学の項中「医学部」を「薬学部」に改める。

第三條の二第一項中「北海道大学」を「北海道大学」に、「金沢大学」を「金沢大学」に、「神戸大学」を「神戸大学」に改める。

第三條の三「国立短期大学の名称及び位置は、左表の」を「前項に掲げる国立短期大学以外の国立短期大学の名称及び位置は、左表に掲げる」に改め、

同条の表中	京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工芸繊維大学
	京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工芸繊維大学
	大阪外国語大学短期大学部	大阪府	大阪外国語大学

改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として、次の一項を加える。

国立短期大学の名称	位置
久留米工業短期大学	福岡県

第四條第一項中「左表の」を「左表に掲げる」に改め、同項の表東京大学の項中「理工学研究所」及び「理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究」を

削り、「史料編纂所」を「史料編纂所」に、「編纂所」及び「編纂所」を「編纂所」に、

「応用微生物研究所」を「応用微生物に関する学理及びその応用の研究」に、

「航空研究所」を「航空に関する学理及びその応用の研究」に、

改め、同表東京工業大学の項中「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、「建築材料研究所」を削り、

設等について規定するものであります。

まず、国立大学の学部の新設につきましては、東京大学に薬学部を設置し、国立大学における薬学教育の一その充実をはかるものとして、

第二は、大学院の新設に関するものであります。弘前大学、信州大学及び鳥取大学の三大学に大学院を置き、医学に関する教育研究の進展をはかるために医学研究科を設置することとしたのであります。

第三に、国立短期大学の施設につきましては、科学技術振興の一環として、中級工業技術者の養成のため久留米工業短期大学を、また貿易従事者等の語学教育に資するため大阪外国語大学短期大学部を設置することといたしました。

第四に、大学附置の研究の新設等につきましては、近時急速に発展しつつある専門分野の研究の促進をはかるため、まず東京大学の理工学研究所を転換して同大学に、新たに航空研究所を、東京工業大学の建築材料研究所及び薬業研究所を統合して同大学に、新たに工業材料研究所をそれぞれ設置し、また共同利用の研究施設として大阪大学に蛋白質研究所を新設することとしたのであります。以上のほか、このたびの改正に関連して必要な規定の整備を行いました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○白井政府委員 このたび政府から提出いたしました国立学校施設法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十三年度における国立大学の学部及び大学院、国立短期大学並びに大学附置の研究の新設等につ

ける国立大学の学部及び大学院、国立短期大学並びに大学附置の研究の新

設等につ

ける国立大学の学部及び大学院、国立短期大学並びに大学附置の研究の新

設等につ

ける国立大学の学部及び大学院、国立短期大学並びに大学附置の研究の新

○山下委員長 次に、国立競技場法案を議題といたしまして、その趣旨説明を聴取いたしたいと存じます。白井政務次官。

国立競技場法案
国立競技場法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十五条)
- 第三章 評議員会(第十六条・第十七条)
- 第四章 業務(第十八条・第十九条)
- 第五章 財務及び会計(第二十条―第二十九条)
- 第六章 監督(第三十条・第三十一条)
- 第七章 雑則(第三十二条・第三十三条)
- 第八章 罰則(第三十四条―第三十七条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 国立競技場は、その設置する体育施設を適切かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (法人格)
- 第二条 国立競技場(以下「競技場」という。)は、法人とする。
- (事務所)
- 第三条 競技場の事務所は、東京都に置く。
- (資本金)
- 第四条 競技場の資本金は、競技場の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、競技場に追加して出資することができる。この場合において、競技場は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 政府は、前項の規定により競技場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ、政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)
第五条 競技場は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (登記)
- 第六条 競技場は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、競技場に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 競技場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第九条 会長は、競技場を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、競技場を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、競技場の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ、

(役員の欠格条項)
第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長又は政党の役員
- 二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に関し、競技場と取引してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 競技場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競技場を代表する。

(職員の任命)
第十五条 競技場の職員は、会長が任命する。

第三章 評議員会

(評議員会)
第十六条 競技場に評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、競技場の業務の運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、競技場の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第十七条 評議員は、競技場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)
第十八条 競技場は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。

二 体育に関する内外の資料を集集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。

三 その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行うこと。

2 競技場は、前項各号に掲げる業務を行うほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置す

る体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第十九条 競技場は、業務方法書を作成し、これに文部省令で定める事項を記載しなければならない。

2 競技場は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 競技場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十一条 競技場は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 競技場は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十三条 競技場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従って作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 競技場は、前項の規定による文部大臣の承認を受けた財産目録、貸借対照表及び損益計算書を事務

所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十四条 競技場は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 競技場は、毎事業年度、損益計算において損失が生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第二十五条 競技場は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

(余剰金の運用)

第二十六条 競技場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債の取得
二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十七条 競技場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第二十八条 競技場は、その役員及

び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

(文部省令への委任)

第二十九条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、競技場の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十条 競技場は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競技場に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 文部大臣は、必要があると認めるときは、競技場に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に競技場の事務所若しくはその他の施設に立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(解散)

第三十二条 競技場の解散については、別に法律で定める。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)
第三十三条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第五条第二項及び附則第二条第四項の規定による認可を除く)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章 罰則

(取賄等)
第三十四条 競技場の役員又は職員が、その職務に關してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2 競技場の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

(贈賄)

第三十五条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第三十六条 第三十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

(過料)
第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第三十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第十一條第二号の規定は同年十月一日から、附則第二条第一項から第七項までの規定は公布の日から施行する。

(競技場の設立)
第二条 文部大臣は、第十条第一項の例により、会長、理事長、理事又

- は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、競技場の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。
- 3 文部大臣は、設立委員を命じて、競技場の設立に関する事務を処理させる。
- 4 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 5 政府は、競技場の設立に際し、第四条第一項に規定する不動産その他の財産を出資するものとする。
- 6 設立委員は、第四項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。
- 7 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつたときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。
- 8 第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 9 競技場は、設立の登記をするこ
- (経過規定)
- 第三条 競技場は、競技場の成立後遅滞なく、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 2 競技場の最初の事業年度の収入

及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画については、第二十一条中「事業年度開始前に」とあるのは、「競技場の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」を「日本中央競馬会」に、「日本中央競馬会」を「国立競技場法、日本中央競馬会」に改め、同条に次の一号を加える。

二十八 国立競技場法が国立競技場法第十八条ノ業務ノ用ニ供スル建物又は土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ二 国立競技場ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改める。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十一 国立競技場が直接その業務の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十八 国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産

別表

一 土地

一 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の一 所在 五町八段一步

二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二 所在 九段九畝十歩

三 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の三 所在 六段四畝二十四歩

四 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の四 所在 三畝二十九歩

二 建物

一 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の四 所在 三畝二十九歩

二 建物

一 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二

理由

国民の心身の健全な発達に寄与するため、国の出資により国立競技場を設立し、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営その他体育の普及のため必要な業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井政府委員 ただいま議題となりました国立競技場法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本年五月、東京都において開催されました第三回アジア競技大会の主競技場に充てるため、国で総経費約十四億五千万円をもって、旧明治神宮競技場跡に昭和三十一年度から国立競技場を建設いたしておりますが、本年度をもってその工事が完成し、引き続き明年度諸施設の整備を行うことになっております。そこで、この競技場を最も適切かつ効率的に運営するためには、特殊法人国立競技場を設立し、これによって運営するのが最も適当であると考えるのであります。

以上のような理由から、競技場の施設設備等の財産を政府から現物出資いたしまして、その価格の合計額に相当する額をこの特殊法人国立競技場の資本金とし、運営費についても国庫補助とともに、体育の普及振興をはからせたいと思つております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○山下委員長 ただいまの趣旨説明に關し補足説明を許します。福田政府委員。

○福田政府委員 ただいまの御説明に補足して、国立競技場法案の内容について概略御説明申し上げます。

この法案は、国が旧明治神宮競技場跡に建設した陸上競技場及びその付属施設を適切かつ効率的に運営するため、特殊法人として国立競技場を設立することを定めるとともに、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、第一に、国立競技場は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、第四条において、国が旧明治神宮競技場跡に建設しております体育施設及び付属施設の財産の価格の合計額に相当する額を政府が出資したのもつて充てることにいたし、政府はこれらの財産を現物出資することとしたのであります。

なお、競技場の建設工事は、明年度におきましても諸施設の整備や、また付属施設の建設工事を行うこととなつております関係上、これらの追加

工事分に相当する国の財産は、この法人設立後におきまして、政府からこの法人に対して追加出資することといたしておるのであります。

第二にこの法人の業務といたしましては、第十八条に掲げているごとく、まずその設置する体育施設、すなわち陸上競技場、室内体育館、室内プール等を運営すること、次にその設置する付属施設たる展示室やスポーツ記念館等に体育に関する内外の資料を収集し、保存して、これらを一般の利用に供すること、さらにこれらの諸施設を利用して、講習会や研究会等を実施するなど、体育の普及振興に必要な業務を行うこと、またこれらの施設を支障のない限り、一般の利用に供することといたしておるのであります。

第三にこの法人の役員については、第八条で会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらはすべて文部大臣が任命し、その任期は何れも二年といたしておきます。

なお、役員は専任を建前といたしますけれども、他の職業に従事している者であっても、第十三条の規定によりまして適任者を任命し得ることとし、競技場運営のために広く適材を求め得るようにならしてあります。また、この法人の役員及び職員は、その業務の公共的性格にかんがみ、他の特殊法人の例のごとく、第三十四条以下の規定により、刑法のわいろ罪の適用については公務員と同一の取扱いを受けることとしたのであります。

第四に、この法人には第十六条の規定により会長の諮問機関として評議員会を置き、競技場の重要業務に関し

て、広く学識経験者の意見を求めて運営の適正を期することといたしますとともに、スポーツ界等の意向が業務の運営に十分反映することを期してあります。

第五に、この法人は第三十条の規定により文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性に基き、定款、業務方法書、収入支出の予算、事業計画、資金計画、その他重要財産の処分等につきましては、他の特殊法人と同様に、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

最後に、この法人の成立は、昭和三十三年四月一日とし、それまでに設立に関する事務を処理することとし、附則にそれについての必要な規定を定めておりますが、それはこの競技場の施設が、昭和三十三年五月開催の第三回アジア競技大会の主競技場に充てられることとなつていきますので、その運営に支障なからしめるためにすみやかにこの法人を設立して準備に遺憾なきを期する必要があるからであります。

以上、御説明申し上げました諸点は内容の概要であります。何とぞ十分御審議をいただきたいと思ひます。

○山下委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○山下委員長 それでは速記を始めて下さい。

以上で二法案に対する説明は終了しましたが、これらに対する質疑は次会に譲ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和三十三年三月一日印刷

昭和三十三年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局